

道本部労災職業病部会幹事会

来年の「健康相談会」の成功へ

道本部労災職業病部会は11月21～22日に第1回幹事会を開き、8月の総会以降のとりくみをまとめるとともに、年間スケジュールなどを確認しました。当面するとりくみでは、来年の「健康相談会」を成功させることをはじめ、トンネル・アスベスト・石炭のじん肺訴訟などについて意思統一しました。「健康相談会」は、函館支部が1月6～8日（郡部）と2月6～9日（函館・北斗）、釧路支部が1月26日と2月2日（釧路・白糠）・3月24日（北見）などの日程が決まっています。

「社会復帰」対策で北海道労働局と意見交換

幹事会のあと、11月22日の午後から「社会復帰」について北海道労働局労災補償課との意見交換を持ちました。この意見交換には部会四役と札幌労災支部、函館支部、釧路支部、旭川支部、足寄支部、十勝建設支部の代表が参加し、労災補償課からは関課長などが対応しました。

はじめに関課長から「社会復帰事業団で振動障害者の社会復帰の取り組みをされていることに感謝し、皆さんの取り組みに敬意を表したい」とのあいさつがあり、その後、参加した各地から社会復帰の取り組みが報告され、労働局に対しての要望が発言されました。組合が提出した「要望」のうち制度・政策にかかわる部分については「その趣旨を本省に意見上申する」という回答で、自治体からの仕事の受注については「局・各労働基準監督署から各自治体に、社会復帰事業団が仕事を受注できるよう積極的に働きかけていきたい」と回答しました。課長は最後に再度「改めて皆さんの努力に敬意を表します」と発言し意見交換を終了しました。

「適正給付管理」と「遺族補償」でも意見交換

社会復帰問題での意見交換に引き続き、来年度から始まる振動障害の「適正給付管理・第12次3カ年計画」と、じん肺の遺族補償請求で多くの「不支給」が出ている問題について、部会四役と労災補償課との意見交換も持たれました。

第12次3カ年計画について、課長は「本省からの指示は出ていないが、出るものとして計画の策定に着手している」「新たな3カ年計画でも、療養期間は現在より短くはならない計画を考えている」ことなどを明らかにしました。部会からは「療養年数が今より短くならないというのは最低限・当然であり、考えられる様々な方法で格差是正が図られる計画にすること」を強く求めました。また、「主治医意見を尊重し、治療の継続が必要な患者については引き続き療養継続を認めること」を申し入れました。計画の策定がまとまる12月に再度、意見交換を持つことになりました。

じん肺の遺族補償不支給問題では、「医学的コンセンサスが得られていない独自の意見を持つ医師を地方労災医員（局医）に委嘱していることに問題がある」と強く抗議しました。この意見交換の中で、北海道労働局では呼吸器にかかわる局医が1名しか委嘱されておらず、協議が必要な案件でも「協議」はされず、1名の局医が単独で判断していることが明らかになりました。

リヴィノールシステム 年末一時金の第1次回答

札幌合同支部リヴィノールシステム分会は、11月22日に会社から年末一時金の第1次回答（正職員1.7か月分、準職員1.24か月分、パートナ－職員0.61か月分、継続雇用職員25,000円、アルバイト職員・週5日以上20,000円、同・週5日未満10,000円）を受けました。いずれも前年同率・同額です。